

## 1 序

国民保護法が施行され、関係機関が作成する国民保護(業務)計画が一応の完成をみ、今後は計画やシステムの具体化が喫緊の課題となっている。それらの中でも、地域や市町村レベルで処置すべき事項であるにも拘らず、具体化が遅々として進捗していないものの一つが所謂「要援護者支援」である。

## 2 災害弱者対策が喫緊の課題

平成16年6月から9月までの台風、梅雨前線豪雨における死者・行方不明者総数128名中半数の64名は65歳以上の高齢者等であった。これは、高齢者、障害者等に対する災害情報や避難勧告等の情報伝達に不備があったことにもよるが、仮にタイムリーに伝達されたとしても、高齢者等は避難に時間を要し、避難が間に合わなかった可能性も強く指摘されている。

一般的に、高齢者、障害者等は自力での避難は困難であり、近隣住民等による避難支援が必要であるが、そのような体制も出来ていなかった為に被害が拡大したものであるとも言えよう。

従って、高齢者等の所謂災害弱者即ち、災害時に所要の援護を要する者(災害時要援護者(以下「要援護者」と略す。))に対して如何なる体制を構築して支援を行うかが喫緊の課題となっており、国民保護を要する事態においても全く同様である。

## 3 国民保護における要援護者支援の枠組み

### (1) 国民保護を要する事態における要援護者支援について

「武力攻撃やテロ発生時の避難誘導における留意点について」において高齢者、障害者等に配慮する必要性が強調されている。

### (2) 「国民の保護に関する基本指針」における記述

平素からの備えの項に「その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、(中略)等について配慮するものとする。」とされ、

「市町村長は、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。」とされている。

市町村による避難住民の誘導の項において、病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校など自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者は拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか自ら避難することが困難な者に対して車いすや担架による移動の補助車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。また、施設の管理者及び市町村(消防機関を含む)のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、市町村長は、都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊に協力を要請するものとする。」と具体的且つ踏み込んだ記述がなされている。

### (3) 市町村レベル

都道府県モデル計画においては配慮に関する記述のみであるが、基本指針の精神及び市町村の責務を踏まえて市町村モデル計画では具体的に示されている。即ち、「市(町村)は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。」と記述されており、具体的実効性ある計画の作成が期待されている。

#### 4 現状と課題

解決すべき課題が余りにも多いようだが、それらを概述すれば次のとおりである。

##### (1) 災害時要援護者支援の重要性・必要性に関する啓発

市町村レベルにおける避難支援プランの計画作成が遅々として進展しないのは、その必要性や重要性についての住民に対する啓発が不足しているからではなかろうか。

##### (2) 要援護者のリストアップ

「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に実施要領が示されているが、残念ながら必要な情報を収集し得ず、リストアップすら難航しているのが実態である。

矢張り地域コミュニティの力を活用することが必要である。そのためには、自治会や自主防災組織に対する所要の啓発教育あるいは働き掛けや指導が必要である。

##### (3) 地域コミュニティの協力が不可欠

要援護者に関する情報収集は勿論、個々の要援護者の支援要員の確保においても近隣住民の協力なくして、要援護者個々に対する具体的な支援要領を記した個別計画は策定し得ない。更に言えば、指定された者のみが支援するのではなく、地域全体で要援護者を支え合うという地域コミュニティの積極的な協力気運が醸成されることが重要である。

##### (4) 所要の資器材の準備及び個々の援護者に応ずるきめ細かな計画の策定

要援護者の特性に応ずるきめ細かな支援計画が重要である。情報伝達要領、安否確認要領、避難のための所要の資・器材等の準備、携行すべき物品にも夫々に応じた対応が為されるべきである。支援者についても、被支援者の状況を十分に承知し、且つあらゆる状況に対応し得る様な識能を有することが望ましい。

##### (5) 要援護者の自助努力の促進

要援護者自力での避難等は困難であるとしても、要援護者自らが実行可能な対応、自助努力を行うことも必要である。

#### 5 結言

何れにしても、災害時を含めた要援護者支援を如何に具体化するか、正に、実行するか地域の紐帯の強さ、地域力が試されていると言えよう。地域のリーダーとしての本誌の読者諸氏に期待するところ大である。